

市立豊中病院レンタルテレビ等設置運営事業募集要項

1. 実施目的

市立豊中病院（以下「病院」という。）では、入院患者さんのアメニティの向上を図るため、テレビ・床頭台等を専門業者が設置し、患者さんに提供するレンタルシステムを導入しています。現行のレンタルシステムの設置期間満了に伴い、更新を行うため次期設置事業者を募集するもの。

2. 事業概要

(1) 件名

市立豊中病院レンタルテレビ等設置運営事業

(2) 事業内容

下記の内容とし、詳細は別添「市立豊中病院レンタルテレビ等設置仕様書」のとおりとする。

- a. テレビ設置
- b. DVD プレイヤー設置
- c. 冷蔵庫設置
- d. テレビ用カードタイマー設置
- e. 貴重品ボックス設置
- f. テレビ台（床頭台）設置
- g. 全自動洗濯機と乾燥器設置
- h. 全自動洗濯乾燥機設置
- i. カード販売機設置
- j. イヤホン販売機設置
- k. カード精算機設置

(3) 設置運営期間

平成 30 年（2018 年）1 月 1 日から平成 34 年（2022 年）12 月 31 日までとする。

3. 担当部局所管課

市立豊中病院 事務局 施設用度課

4. 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たす者とする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合は参加を認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置

を受けていないこと。

- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 条）第 381 条第 1 項（会社の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画許可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

5. 説明会・参加表明手続・企画提案書等作成要領

(1) 説明会

日時 : 平成 29 年（2017 年）8 月 23 日（水）16:30～

会場 : 健康教室

一業者につき 2 名まで出席可能とします。

※提案を予定している場合は必ずご参加ください。説明会に参加ができない場合は応募できません。

(2) 提案内容

本事業の目的、仕様書の内容を十分に理解したうえで、次の様式により企画提案書等を作成すること。

- 提案書等の様式

	提出書類の内容		内 容	様 式
①	参加申込書		正本のみ企業代表者印を押印し、残りの副本10部は複写可とする。	様式1
②	提 案 書	会社概要	(1) 会社名 (2) 代表者の職・氏名 (3) 所在地 (4) 会社創設年 (5) 資本金 (6) 年間売上高 (7) 従業員数 (8) ISO登録の有無(有:コピー添付) (9) プライバシーマーク認定の有無 (有:コピー添付) (10) 他の病院でのレンタルシステムの契約実績	様式2
		料 金	(1) テレビ視聴時間 (2) 施設使用料	
		提 案	(1) メンテナンス体制 (2) 機能及び操作性等 (3) その他の提案	

※様式等については、市立豊中病院ホームページ入札・契約情報をご覧ください。

(3) 提出方法

- ①事務局あてに持参(土日及び時間外は受け付けない。)又は送付(郵送等)による。
持参による提出する以外の場合にあっては、事務局に対し、提出書類の到達について確認すること。
- ②提出書類の分割提出は認めません。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。
- ③提出書類に不備等が発見された場合は補正を求めることがある。
- ④提出期限後の差替えは認めない。(市立豊中病院が補正等を求める場合を除く。)

(4) 提出先

市立豊中病院 事務局 施設用度課 担当: 村本・嘉島

住 所: 〒560-8565 豊中市柴原町4-14-1

電 話: 06-6843-0101 (内線: 3491)

E-mail: shisetsu@chp.toyonaka.osaka.jp

市立豊中病院ホームページ [URL:http://www.chp.toyonaka.osaka.jp/](http://www.chp.toyonaka.osaka.jp/)

(5) 提出期限: 平成29年(2017年)9月12日(火)午後5時00分必着

(6) 提出部数

提出部数：正本1部、副本10部

形式：A4 縦左端綴

※提出資料は項目毎のインデックスを付け、全体をフラットファイル等で綴ること。

(7) 注意事項・著作権の取扱い等

- 提出書類の返却、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出に応じない。
- 提出書類等の著作権は提案者に属しますが、審査等において必要な範囲で複製を行なう場合がある。

6. 質疑応答等

本要項及び仕様書について質問がある場合は、質問書（様式3）に記入のうえ、事務局あてにメールで提出すること。

【質問書提出期限】平成29年8月29日（火）午後5時00分まで

【質問回答】平成29年9月5日（火）全業者にメールで回答する。

7. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- 本案件期間中に、上記4. で規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- 提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- 提案期限までに提出場所に提案書類の提出がないとき
- プレゼンテーション審査に欠席した場合
- 一団体に複数の提案をしたとき
- 提案に関して談合等の不正行為があったとき
- 正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- 法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- 審査の公平性を害する行為があったとき
- 前各号に定めるものの、ほか企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めたとき

8. 審査方法

(1) 審査方法

- 審査は2段階で行い、第1次審査は書類審査（料金、会社概要、営業実績）第2次審査はプレゼンテーション審査とする。
- 審査は、(2) で定める審査項目に基づき、各委員が採点を行う方式とする。
- 第1次審査及び第2次審査の審査項目は同一とし、第2次審査時の採点は、第1次審査の結果にかかわらず、新たに行うものとする。
- 提案者が5者未満の場合は第1次審査を行わない。

- 第1次審査は、各委員が企画提案書等の内容を採点し、全委員の合計得点により順位を決定し、結果、上位4者を第2次審査参加事業者とする。
- 第2次審査は、各委員が企画提案書等、ヒアリング及びプレゼンテーションの内容で審査して採点し、全委員の合計得点が最も高い提案者を第一優先交渉者として選定する。ただし、合計得点の最も高い提案者が2者以上あったときは、当該提案者の中から委員の多数決によって、第一優先交渉者を選定する。また、合計点数が満点の50%以上を満たす提案者がいない場合は、第一優先交渉者を選定せず、別途、再審査あるいは再募集を行うものとする。
- 審査（プレゼンテーション）の内容は以下のとおりである。
 - ① 発表時間等：30分程度（1提案者につき10分程度のプレゼンテーションのあと、質疑・応答することとする。）
 - ② 機材等：パワーポイント等使用する場合は必要な機材はすべて、提案者が用意すること。スクリーン、プロジェクター、電源の貸し出しが必要な場合は事前に申出ること。
 - ③ プレゼンテーションを行う者：本事業に携わる担当者とする。
 - ④ その他：当日の出席者は1提案者あたり3名以内（プレゼンテーションを行う者を含む）とし、すべて提案者の雇用する従業員とする。

(2) 審査項目

	評価項目			最高得点	
			配点		
一次審査	1. 料金	テレビ視聴時間 1000円当りの最大視聴時間をご記入ください。	30	40	
		施設使用料	10		
	2. 会社概要	財務状況等	5	10	
障害者雇用率		5			
3. 営業実績	当該事業について、十分な実績及び経験を有しているか	5	5		
二次審査	4. 提案内容が優れているかどうか	メンテナンス体制	15	45	
		機能及び操作性等	床頭台		5
			テレビ		5
			冷蔵庫		5
			ランドリーシステム		5

		レンタルカード販売機・精算機など	5	
		その他の提案	5	
	総合評価			100
	100点			

配点・詳細

①料金（40点）

1) テレビ視聴時間（30点）

現行時間を確保し一番長い視聴時間を30点、一番短い視聴時間を0点とする。
その他の時間は比率に応じた点数とする。（小数点以下切捨て）

2) 施設使用料（10点）

一番高い金額を10点、一番安い金額を0点とする。
その他の金額は比率に応じた点数とする。（小数点以下切捨て）

②会社概要（10点）

1) 財務状況等

自己資本比率 50%以上3点 30%以上1点
経常利益率 10%以上2点 5%以上1点

2) 障害者雇用率

障害者雇用率の過去3年間の平均値を評価する。
※障害者雇用状況報告書が未提出は0%と見做し0点。
※平均雇用率が1.8%未満の場合は、評価は0点とする。
→ 雇用率の算出方法は、「障害者の雇用に関する法律」に基づく。

③営業実績（5点）

他病院でのレンタルシステム契約実績

過去5年以内の400床以上の病院での契約実績
5以上5点
3以上3点
1以上1点

④提案内容が優れているかどうか

各業者が30分のプレゼンを行い、各委員がそれぞれの項目に対し点数を付ける

プレゼン	10分	}	1社当たり30分
質問	10分		
評価等	10分		

各委員の持ち点は、メンテナンス体制は15点、その他各項目5点。

全委員の平均点（小数点以下四捨五入）を点数とする

(3) 審査スケジュール

□第1次審査：平成29年9月13日（水）から平成29年9月20日（水）予定

□第2次審査：平成29年9月28日（木）から平成29年9月29日（金）予定

※日程、時間、場所等の詳細は、提案者全てに別途通知する。

(4) 結果通知

審査結果は、全ての提案者に対して、平成29年10月6日（金）以降に文書で通知する。

なお、病院と仕様並びに価格等協議の上、病院の内部手続きを経て、本事業の受託者として決定されるので、第一優先交渉者の通知をもって本事業の受託者を約するものではない。

(5) 病院概要

所在地：豊中市柴原町4丁目14番1号

病床数：613床

在院患者数：1日平均約546人（平成27年度実績）

退院患者数：1日平均約42人（平成27年度実績）

9. 契約について

契約内容及び仕様については、採択された提案書をもとに、病院と詳細を協議する。この際、改めて病院から提案内容の説明を求めることがある。また、契約内容と仕様については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。

10. 募集日程

項目	期限
募集要項等の公表	平成29年（2017年）8月8日（火）
業者説明会	平成29年（2017年）8月23日（水）
質問事項の締切	平成29年（2017年）8月29日（火）午後5時00分まで ※応募に関する質問（様式3）は電子メールで受け付ける。

質問事項への回答	平成 29 年（2017 年）9 月 5 日（火）
企画提案書等の提出	平成 29 年（2017 年）9 月 12 日（火）午後 5 時 00 分必着 ※様式 1、様式 2、様式 4 の提出
第 1 次審査結果の通知	平成 29 年（2017 年）9 月 21 日（木）発送予定 ※当日の時間、場所等を通知する。
第 2 次審査（プレゼンテーション）の通知	平成 29 年（2017 年）9 月 21 日（木）発送予定
第 2 次審査（プレゼンテーション）	平成 29 年（2017 年）9 月 28 日（木）から 29 日（金）
第 2 次審査結果の通知	平成 29 年（2017 年）10 月 6 日（金）発送予定

11. 留意事項

- ①提出書類の作成経費や旅費等の必要経費等は提案者の負担とする。
- ②審査委員会の構成員、応募者名等の内容についての質問は一切受け付けない。
- ③企画提案書の提出前または提出後に本案件への参加を取り下げる場合には、速やかに下記事務局まで連絡するとともに、文書（様式は任意）で豊中市病院事業管理者に通知すること。なお、取り下げによる不利益な取り扱いはしない。
- ④質問事項の締切以降、事業に係る質問は受け付けない。

12. 事務局（提出先・問い合わせ先）

市立豊中病院 事務局 施設用度課 担当：村本、嘉島

住 所：〒560-8565 豊中市柴原町 4-14-1

電 話：06-6843-0101（内線：3491）

E-mail：shisetsu@chp.toyonaka.osaka.jp

市立豊中病院ホームページ [URL:http://www.chp.toyonaka.osaka.jp/](http://www.chp.toyonaka.osaka.jp/)